

【付録②】

私立大学図書館協会東地区部会研究部研究分科会申し合わせ

(昭和 48 年 4 月 1 日 制定)

(昭和 55 年 6 月 18 日 改訂)

(平成 7 年 9 月 25 日 改訂)

(2002 年 4 月 1 日 改訂)

(2003 年 4 月 1 日 改訂)

(2004 年 4 月 1 日 改訂)

(2005 年 4 月 1 日 改訂)

(2015 年 4 月 1 日 改訂)

第 1 条 この申し合わせは、私立大学図書館協会東地区部会研究部に研究分科会を置くことを定める。

第 2 条 本研究分科会は、私立大学図書館協会東地区部会研究部細則の当該条項に則って活動するものとする。

第 3 条 各研究分科会は、以下の要件を備え、かつ、複数の大学に所属する正会員 3 名以上をもって構成されるものとし、研究部運営委員会の議を経て研究部担当理事の承認を得なければならない。ただし、やむを得ぬ事情により会期中に正会員数が 3 名未満となった場合、研究部は活動の継続を認めることがある。

- ① 当該年度の研究テーマ
- ② 当該年度の研究回数
- ③ 当該テーマの研究に必要とされる条件
- ④ 会費徴収額

第 4 条 各研究分科会は代表者 1 名を置くものとする。

第 5 条 各研究分科会の活動期間は 2 年とし、更新することができる。更新にあたっては、研究部運営委員会の議を経て担当理事の承認を得なければならない。

第 6 条 新規に研究分科会を申請するにあたっては、会員更新担当理事に対し、第 3 条の要件を更新年度の前年 12 月までに示さなければならない。

- 第7条 会員更新担当理事は、研究分科会更新前年度の所定の日までに、加盟館代表者に、第3条各号の事項を通知し、加盟館における参加者選定の基準を示さなければならない。
- 第8条 加盟館代表者は、更新前年度の所定の日までに、各研究分科会の参加者を決定し、会員更新担当理事に通知するものとする。
- 2 会員更新担当理事は、この通知に基づき、当該研究分科会代表者に諮ったうえ、各研究分科会の会員として登録する。
- 第9条 各研究分科会の活動期間中に、途中入退会者があった場合、研究分科会代表者は書面をもって、月例担当理事に通知するものとする。
- 第10条 各研究分科会は、研究部より助成金を受けることができる。
- 2 各研究分科会は、研究部より特別助成金を受けることができる。但し、助成にあたっては、研究部運営委員会の議を経て担当理事の承認を得なければならない。
- 第11条 研究分科会代表者は、当該研究分科会を主宰するとともに、毎月25日までに翌月の開催計画を、月例担当理事に連絡するものとする。
- 第12条 研究分科会代表者は、毎年研究部担当理事に、研究分科会の活動状況及び会計報告をしなければならない。
- 第13条 研究分科会代表者は、研究部担当理事の求めに応じて、研究部運営委員会に出席することができる。ただし、議決権を持つことができない。
- 第14条 各研究分科会は、その研究の成果を研究部の開催する研究会において原則として発表しなければならない。
- 第15条 研究分科会代表者は、毎年2回（5月・11月）開催される運営委員会・代表者合同会議に出席しなければならない。但し、代表者が出席できない場合は代理による出席を認める。代理も不可能である時は、特に研究部が認めた場合この限りではない。
- 第16条 本申し合わせの改廃は、研究部運営委員会の議を経て研究部担当理事の承認を得て行うものとする。

付 則

- 1 本申し合わせは、2004年4月1日から施行する。
- 2 本申し合わせは、2005年4月1日から施行する。
- 3 本申し合わせは、2015年4月1日から施行する。